

= 数値目標一覧 =

第4章第1節 生涯を通じた心身の健康を支える食育

No.	目標項目	基礎値 R6	R8	R9	R10	R11	目標 R12	担当課	データソース
1	食育計画に基づいた推進体制がある保育所・幼保連携型認定こども園の割合:%	100	100	100	100	100	100	こども未来課	保育所等における食育推進状況等に関する調査
2	食育の計画を作成している幼稚園の割合:%	83.5					85	こども未来課	幼稚園における食育推進状況等に関する調査
3	栄養士により、食育の取組を専門的に実施している保育所・幼保連携型認定こども園の割合:%	78.3					80	こども未来課	保育所等における食育推進状況等に関する調査
4	食育担当者を配置して食育を推進している幼稚園の割合:%	80.0					85	こども未来課	幼稚園における食育推進状況等に関する調査
5	小・中学生の朝食摂取率:%	93.6					100	義務教育課 食品安全・消費生活課	全国学力学習状況調査
6	食育の視点を踏まえ、授業を行っている小・中学校の割合:%	93.8	100	100	100	100	100	義務教育課	学校運営に関する諸調査
7	成人の朝食摂取率:%	89.5					92	国保・健康増進課 食品安全・消費生活課	県民の食育に対する意識等の調査
8	食育を実践している県民の割合:%	53.7 (R7)	59.0	64.2	69.5	74.7	80.0	食品安全・消費生活課	長崎県の取組に関する県民意識アンケート調査
9	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合:%	42.6	46.5	50.0	53.5	57.0	60.0	国保・健康増進課 食品安全・消費生活課	県民の食育に対する意識等の調査
10	野菜摂取を心がける人の割合:%	90.5	91	92	93	94	95	国保・健康増進課 食品安全・消費生活課	県民の食育に対する意識等の調査
11	大学生の朝食摂取率:%	73.1					80	食品安全・消費生活課	大学生食育アンケート

第4章第2節 持続可能な食を支える食育

No.	目標項目	基礎値 R6	R8	R9	R10	R11	目標 R12	担当課	
12	食品の安全性に関する意見交換会等の開催	回数:回	21 (R2-6平均)	21 以上	21 以上	21 以上	21 以上	食品安全・消費生活課	食品安全・消費生活課調べ
13		参加者の理解度:%	93.8 (R7)	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	食品安全・消費生活課	食品安全・消費生活課調べ
14	県内3魚市場協会が実施する魚食講習会の参加者数(魚食普及):人	1,900 (R5-6平均)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	水産加工流通課	水産加工流通課調べ
15	アグリビジネス売上額(直売所・農泊(日帰り体験を含む)):億円	124.6 (R5)	136.0	140.0	144.1	148.3	152.5	農山村振興課	第4期ながさき農林業・農山村活性化計画農山村振興課調べ
16	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合:%	92.9	96 以上	96 以上	96 以上	96 以上	96 以上	資源循環推進課	食品ロスの認知度と取組状況に関する調査

第4章第3節 長崎県の特徴ある食文化の継承

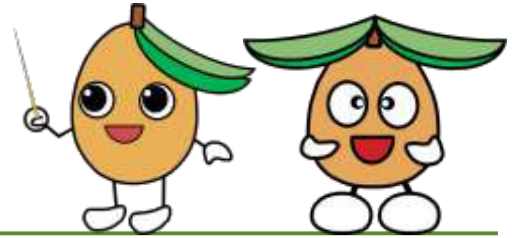
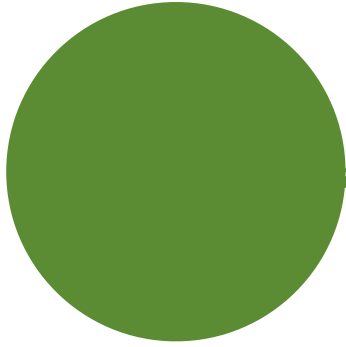
No.	目標項目	基礎値 R6	R8	R9	R10	R11	目標 R12	担当課	
17	学校給食における「地場産物使用推進週間」の県産品使用割合(重量比):%	74	74 以上	74 以上	74 以上	74 以上	74 以上	体育保健課	学校給食における地場産物使用状況調査

第5章第2節 人材の育成と関係機関等への支援

No.	目標項目	基礎値 R6	R8	R9	R10	R11	目標 R12	担当課	
18	食育研修会への参加保育所・幼保連携型認定こども園の割合:%	91.5					100	こども未来課	保育所等における食育推進状況等に関する調査
19	食育担当者・ボランティア等の研修会参加者数:人	1,223 R1~R6(コロナ禍除く)の最小値と最大値の平均	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	国保・健康増進課	国保・健康増進課及び各保健所事業実績

第5章第3節 県民への情報提供の充実

No.	目標項目	基礎値 R6	R8	R9	R10	R11	目標 R12	担当課	
20	「びわ太郎食育通信」の発行回数:回/年	12	12	12	12	12	12	食品安全・消費生活課	食品安全・消費生活課調べ



參考資料

○ 食育基本法（平成17年法律第63号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、

食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を行うことにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念ののっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念ののっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念ののっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、

保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実を図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六條 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する

る施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

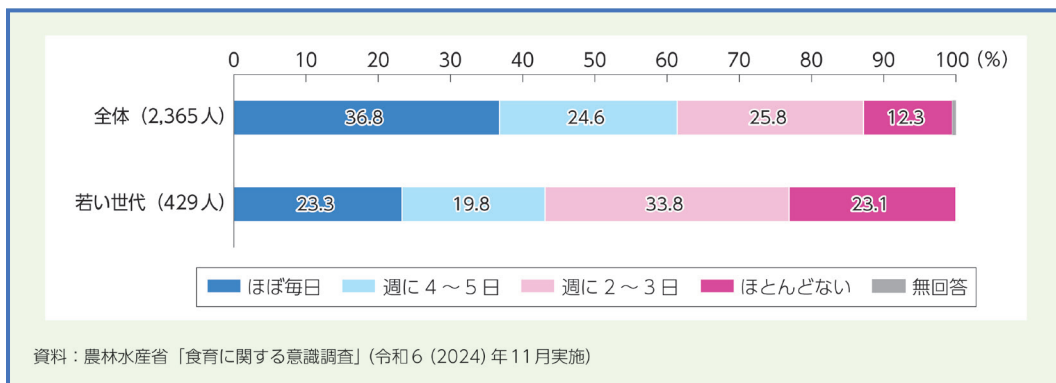
附 則 抄

(施行期日)

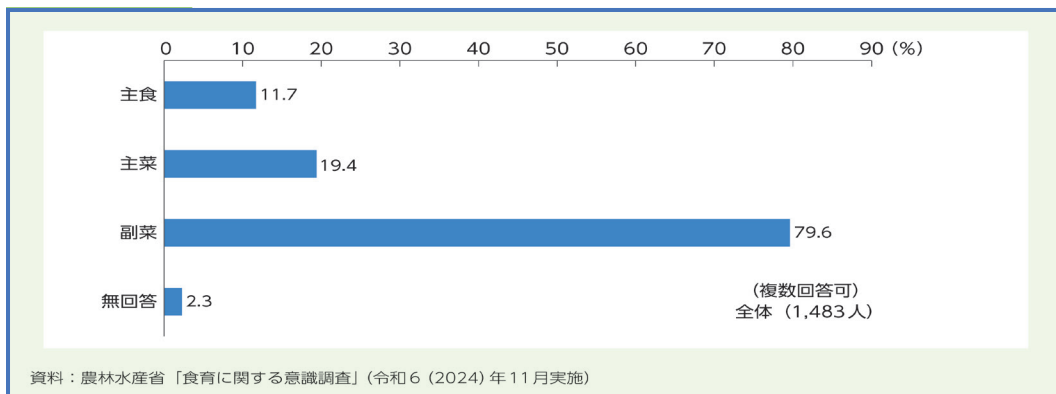
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 国の食育推進施策等の関連統計の抜粋

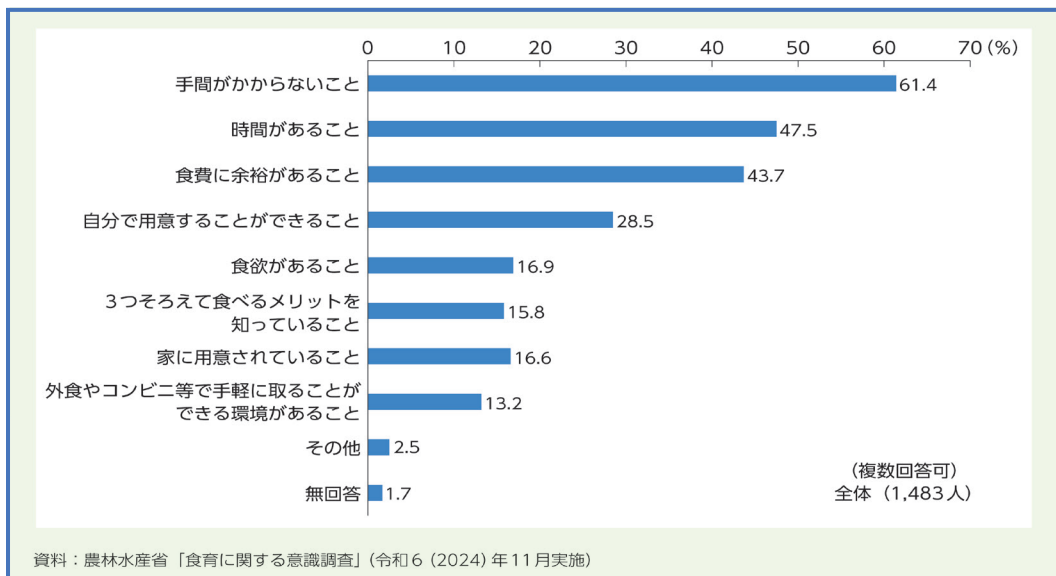
1. 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の摂取頻度



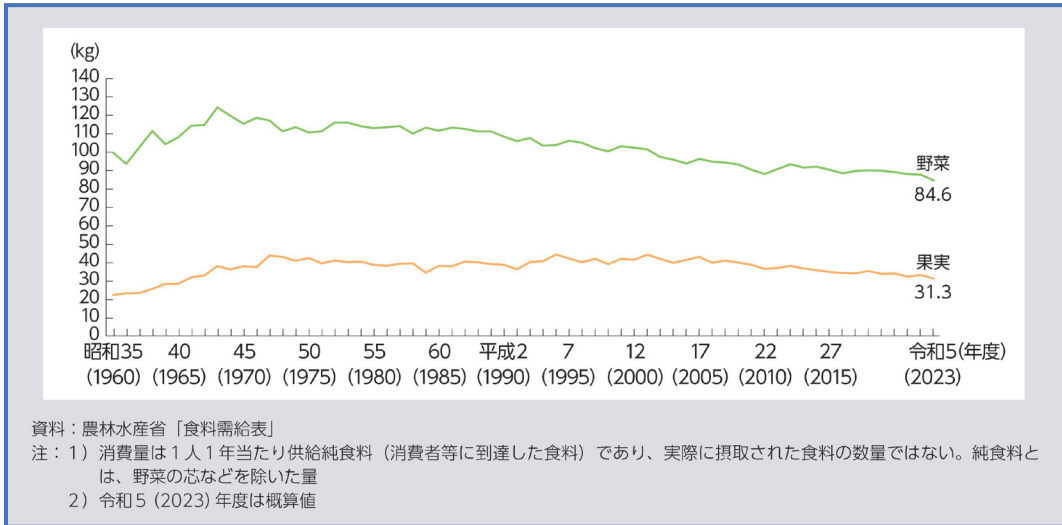
2. 主食・主菜・副菜のうち食べられていないもの



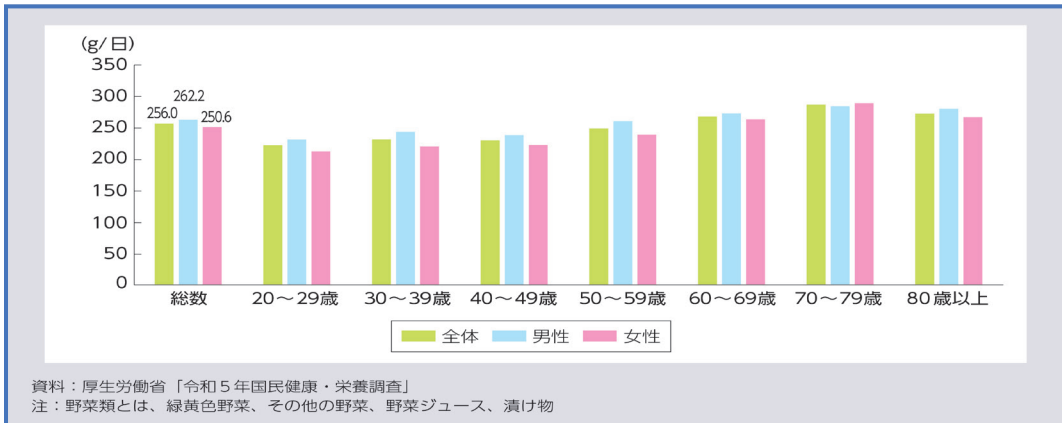
3. 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を増やすために必要なこと



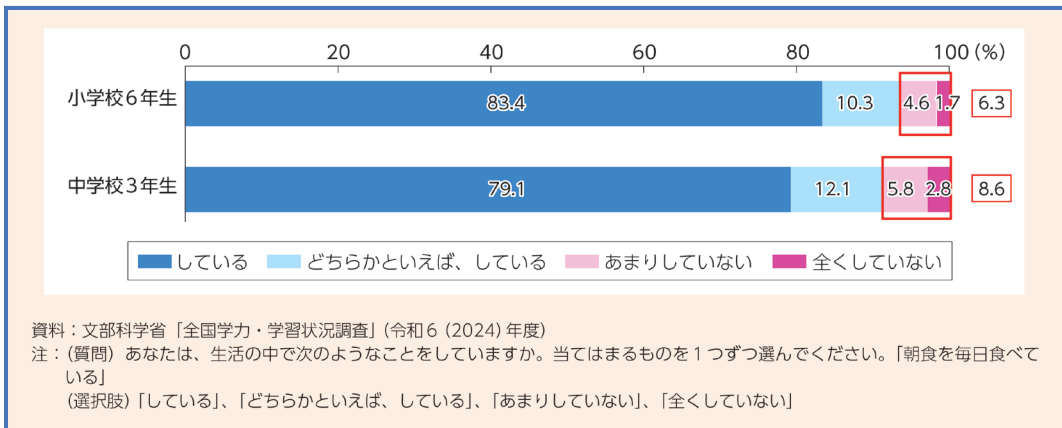
4. 野菜・果物の消費量



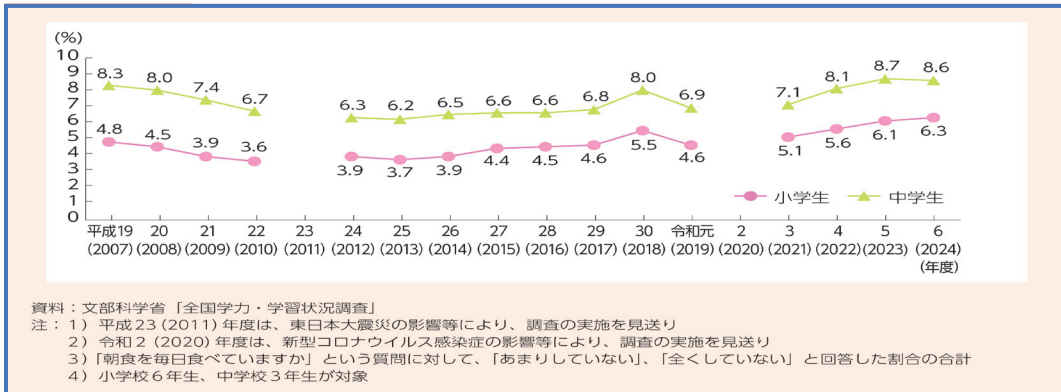
5. 野菜摂取量の平均値（性・年齢階級別、20歳以上）



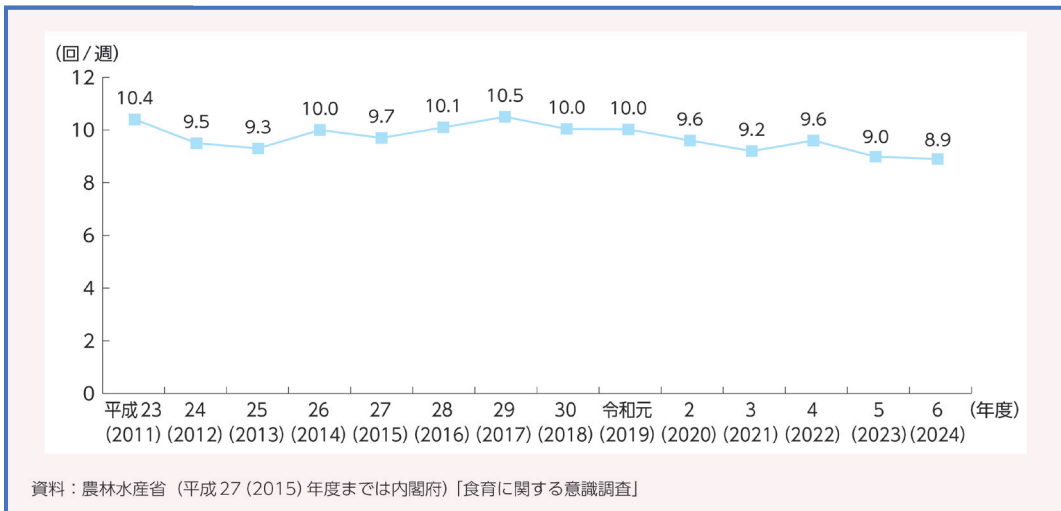
6. 朝食を毎日食べる小・中学生の割合



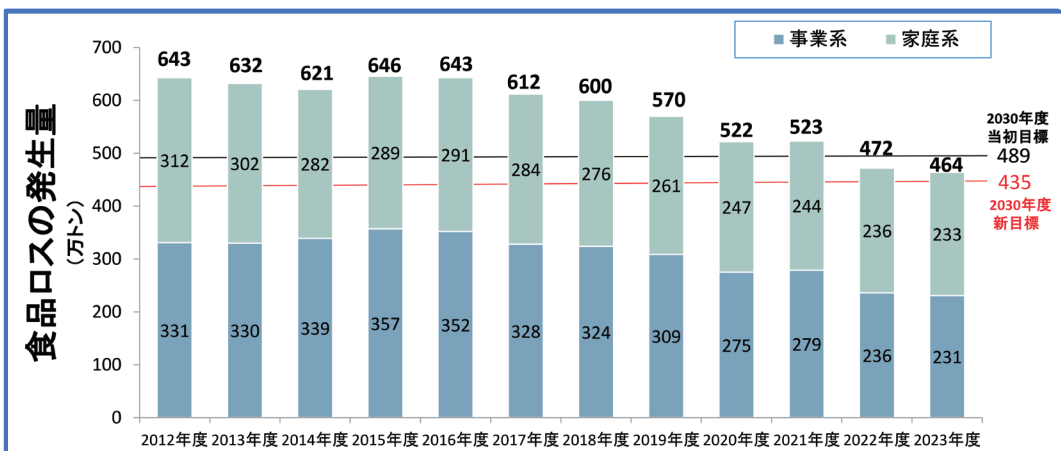
7. 小・中学生の朝食欠食率の推移



8. 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の推移

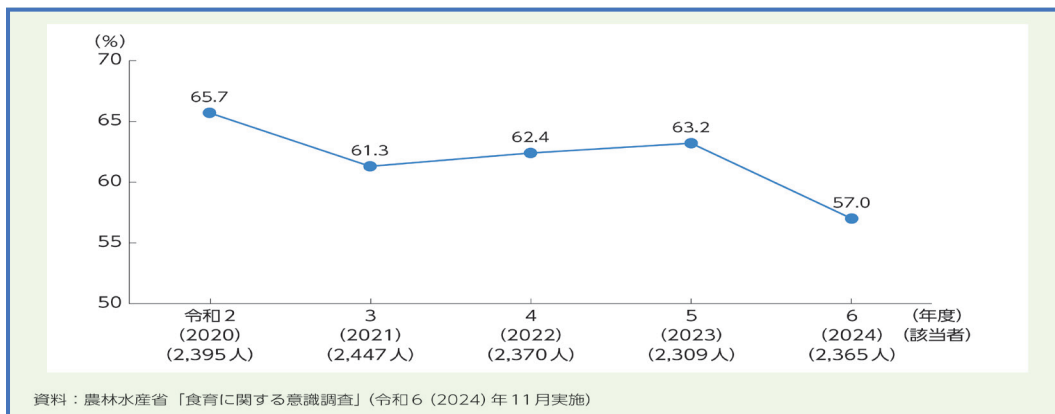


9. 我が国の食品ロス発生量の推移

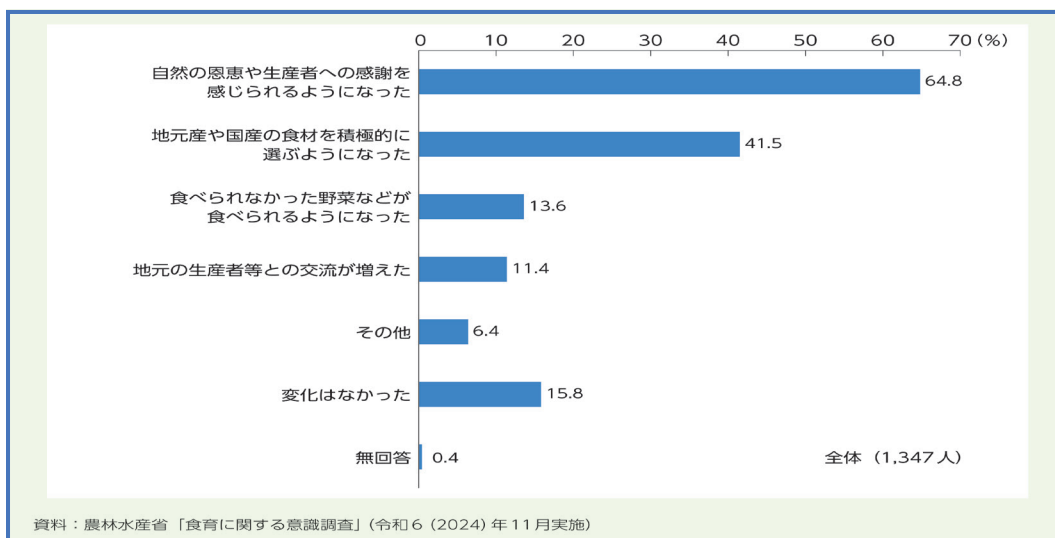


資料：農林水産省・環境省「令和5年度推計」

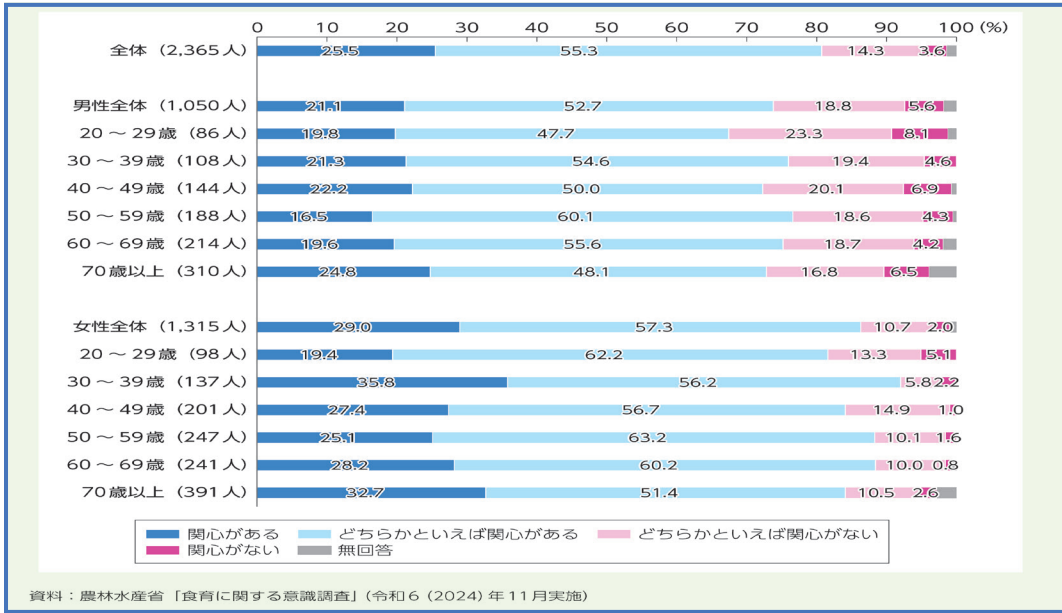
10. 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の推移



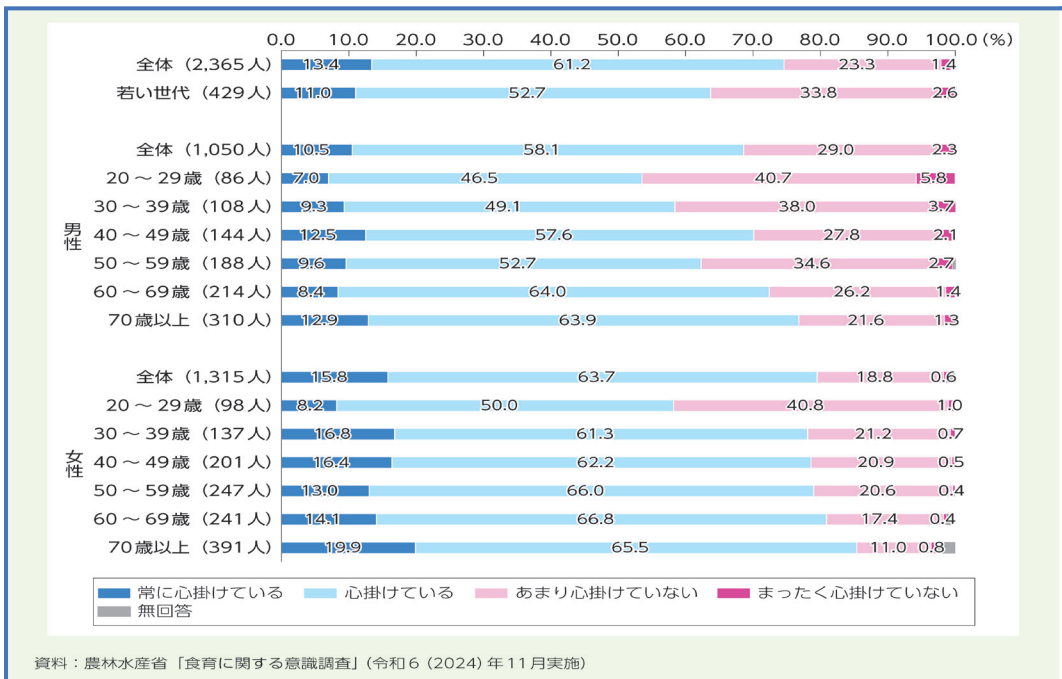
11. 農林漁業体験に参加して変化したこと



1 2. 食育への関心（性・年代別）



1 3. 健全な食生活を実践する心掛け



○ 長崎県の食育の取組

1. 長崎県食育推進計画（平成18～22年度）

平成17年の食育基本法の制定を受けて長崎県食育推進計画を策定し、主に子どもに焦点を当てた取組を、関係機関や家庭、地域で県民運動として推進することを目指す。

2. 第2次長崎県食育推進計画（平成23～27年度）

子どもから高齢者まで、生涯にわたるライフステージに応じた食育を推進することを目指す。

3. 第3次長崎県食育推進計画（平成28～令和2年度）

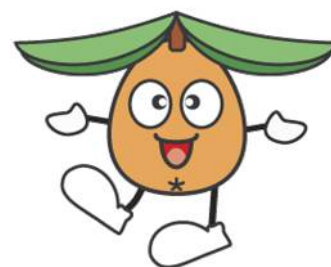
健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現を目指して、これまでの取組を継承しつつも特に若い世代を対象とした取組を強化するなどし、粘り強く地道に取組を続けることとする。

4. 第4次長崎県食育推進計画（令和3年度～令和7年度）

県民の「健康で文化的な生活・豊かで活力のある社会の実現」の達成のため、「感謝の気持ち（いただきます）を育むための食育」、「健康長寿につながる食育」、「食に関する理解を深めるための食育」、「長崎県の特色ある食文化の継承」の方向性に沿い、施策を展開することとする。

5. 第5次長崎県食育推進計画（令和8年度～）

ライフステージに応じた食育の推進に加え、人の生涯を経時的の捉えた「ライフコースアプローチ」を踏まえ、「生涯を通じた食育の推進」、「持続可能な食を支える食育」、「長崎県の特色ある食文化の継承」を柱に、県民の食育の実践の普及を目指す。



○ 第5次長崎県食育推進計画の策定経過

◎検討経過（令和7年度）

①骨子についての協議、審議

- 6月10日：第1回長崎県食育推進会議幹事会
- 7月10日：第1回長崎県食育推進会議（書面）
- 7月28日：第1回長崎県食育推進県民会議

②素案についての協議、審議

- 9月11日：第2回長崎県食育推進会議幹事会
- 10月23日：第2回長崎県食育推進会議
- 11月6日：第2回長崎県食育推進県民会議

③計画案についての意見募集

- 11月28日～12月26日：長崎県政策県民参加制度（パブリックコメント）の実施

④パブリックコメントでの意見等を踏まえ最終案の検討

- 1月30日：第3回長崎県食育推進会議及び第3回長崎県食育推進会議幹事会（書面）
- 2月6日：第3回長崎県食育推進県民会議

⑤計画の策定

3月

◎長崎県食育推進県民会議委員（第10期メンバー：令和7年度）

役職	氏名	所属	分野
会長	大石 賢吾	長崎県知事	行政
副会長	山口 佳代子	公益社団法人 長崎県栄養士会 会長	健康と栄養
	森崎 正幸	一般社団法人 長崎県医師会 会長	
	松永 敏浩	一般社団法人 長崎県歯科医師会 常務理事	
	上田 展也	一般社団法人 長崎県薬剤師会 副会長	
	日野出 悦子	公益社団法人 長崎県看護協会 会長	学校 ・保育所等
	林田 美加子	一般社団法人 長崎県保育協会 理事	
	廣井 昭博	長崎県私立幼稚園・認定こども園連合会 常任理事	消費者団体
	玉城 亜紀子	生活協同組合ララコープ 副会長	
	兒玉 涼子	一般財団法人 長崎県地域婦人団体連絡協議会 会長	生産者・ 事業者
	森口 礼子	JA 長崎県女性組織協議会 副会長	
	荒木 直子	長崎県漁協女性部連合会 会長	
	百武 和子	長崎県商工会議所女性会連合会 副会長	
	坂本 洋一	一般社団法人 長崎県調理師協会 会長	給食・教育
	江口 栄	公益社団法人 長崎県食品衛生協会 会長	
	富山 美穂	長崎県学校栄養士会	地域活動団体
	松崎 香	公益財団法人 長崎県学校給食会	
	益子 美沙子	ながさき食物アレルギーの会ペンギン 代表	学識経験者
	池田 福吉	一般社団法人 フードバンク協和 事務局長	
	植村 百江	長崎県立大学 講師	報道
	川野 香織	長崎国際大学 講師	
	村川 和彦	株式会社 エフエム長崎 代表取締役社長	一般公募
	小西 治子	公募委員	
	諸國 麻椰	公募委員	
	後藤 照子	公募委員	
	前川 謙介	長崎県教育長	行政

◎長崎県食育推進会議構成員（令和7年度）

	構成員
会 長	県民生活環境部長
委 員	総務部長
	文化観光国際部長
	福祉保健部長
	こども政策局長
	水産部長
	農林部長
	教育長

◎長崎県食育推進会議幹事会構成員（令和7年度）

	部 局		構成員
代表幹事	県民生活環境部	食品安全・消費生活課	課 長
幹 事	総務部	学事振興課	課 長
	文化観光国際部	物産ブランド推進課	課 長
	県民生活環境部	県民生活環境課	課 長
		生活衛生課	課 長
		資源循環推進課	課 長
	福祉保健部	福祉保健課	課 長
		国保・健康増進課	課 長
	こども政策局	こども未来課	課 長
		こども家庭課	課 長
	水産部	漁政課	課 長
		水産加工流通課	課 長
	農林部	農政課	課 長
		農山村対策室	室 長
		農業経営課	課 長
		農産園芸課	課 長
		農産加工流通課	課 長
		畜産課	課 長
		林政課	課 長
	教育庁	義務教育課	課 長
生涯学習課		課 長	
体育保健課		課 長	

○ 用語の解説

※50音順に掲載

あ行

アグリビジネス (P7、22、43、58)

本計画でのアグリビジネスとは、直売所や農泊など、地域資源を活かした取組を指す

アルファ化米 (P20)

炊いた米を急速乾燥し長期保存可能としたもの
湯や水を加えて待つだけで、火を使うことなく炊きたてと同じような柔らかいご飯になる

ウェルビーイング (P22)

身体的、精神的、社会的に満たされ、自分らしく幸福で充実した状態を指す概念

栄養教諭 (P17、53、54)

児童生徒の栄養の指導及び管理を職務とし、教職員及び家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導の全体計画作成や実践等において中心的な役割を担うとともに、学校給食における栄養管理や衛生管理等を行う教諭

エコフィード (P42)

食品残さ等を利用して製造された飼料であり、食品リサイクルによる資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上等を図る上で重要な取組

か行

介護予防事業 (P39)

高齢者ができるだけ自立した生活を維持できるよう、市町が主体となって実施する要介護状態や状態の悪化を防ぐための取組

学校給食摂取基準 (P35)

厚生労働省が策定した「日本人の食事摂取基準」等を参考とし、食事状況調査の調査結果を踏まえて算出された学校給食における各栄養素の基準値

学校保健委員会 (P35)

児童生徒の健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織

九州食べきり協力店事業 (P42)

九州7県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）が連携した取組の一つ。具体的には、小盛りメニューの設定や利用客への食べきりの呼びかけなど、食品ロスの削減に取り組む店舗を「九州食べきり協力店」として登録し、県民が利用するようHP等により広く周知を行っている

共食 (P16、18、34、35、38、45)

誰かと一緒に食事をする事。家族や友人などと食事を一緒にすることで社会とのつながりの場を増やすほか、特に食育の意味では、食事の準備や食関連の情報のやり取りをすることなども共食に含まれ、食行動に良好な影響を与え合うことが期待される

魚食講習会 (P6、7、21、22、41、43、44、58)

学校等で魚介類の捌き方や調理等の実習を行う講習会

健康寿命 (P34)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均

県内まるごと長崎県給食 (P7、17、54)

食材すべて(調味料等を除く)長崎県産を使用した給食を実施することで学校給食への地場産物の活用促進や地産地消、郷土料理等への児童生徒、県民の理解を深める取組のこと

口腔機能 (P14、24、38、39)

口のもつ、ものを噛んだり飲み込んだりする飲食機能や話をするための発音機能、呼吸などの生体機能などの総称

こども場所 (P54)

長崎県では、以下を「こども場所」と位置づけている

1. こどもが安全・安心に過ごせる多様な居場所
2. こどもがチャレンジとワクワクが体験できる機会や場

さ行

地場産物 (P34、44、54)

学校の所在する地域(市町)または県内で生産・収穫された農林水産物や、それらを原材料にした加工品のこと

地場産物使用推進週間 (P7、17、45、58)

学校給食に積極的に地場産物を取り入れ、郷土料理等を提供するとともに、児童生徒の郷土理解を深め、生産者や食への感謝の心を育む指導を行う週間のこと

食育推進活動表彰 (P19、53)

地域の中で食育を広めるために、すばらしい活動を続けられている人を称える表彰

食育基本法 (P4、6)

平成17年7月15日に施行された国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした法律

食育推進基本計画（P2、4）

食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めたものであり、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする第5次食育推進基本計画では、3つの重点事項を柱に、取組と施策を推進している

食育ピクトグラム（P23、24）

食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字

食育マーク（P23、24）

食育ピクトグラムを広く普及・啓発するため「12 食育を推進しよう」を活用したデザインで、バッジなどの食育の普及啓発に資する物

食生活改善推進員（P18、54）

市町村が開催する養成講座を修了し、地域の食生活改善を主とした健康づくりにボランティア活動として取り組む者

食品廃棄物（P42）

食品ロスに加え、家庭や小売・外食産業等の消費・流通段階で排出される食用にならない食品のこと

食品ロス（P7、20、21、23、24、41、42、43、58）

本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品のこと

生活研究グループ（P54）

農山漁村のより良い生活や地域の活性化のため、知識・技術等の情報交換を行い、農産加工や郷土料理の伝承などの活動を行う自主的組織

生活習慣病（P2、9、24、37）

生活習慣に起因する疾病の総称。例えば、喫煙とがん・心臓病、高血圧と脳卒中、肥満と糖尿病など。食生活や運動などの生活習慣の改善により、ある程度予防が可能

た行

“食べてみんな！長崎” 県産品愛用推進協力店（P44、52、57）

年間を通じて県産品（食品・飲料）を積極的に取り扱い、県産品愛用推進の独自の取組を宣言している店として登録されているスーパー、量販店、物産館などの小売店のこと

地産地消（P7、8、17、21、22、23、26、44、45、52、54、55）

地域で得られる農作物や水産品をその地で消費すること

低栄養（P13）

「健康日本 21（第三次）」では、BMI20以下を「低栄養傾向」としており、

本県の健康増進計画もこれに準拠している
低栄養状態の高齢者は、死亡率や要介護の増大、再入院、QOL 低下等の問題が起きやすいといわれている

デジタルサイネージ (P39)

電子的なディスプレイ（液晶モニターや LED パネルなど）を使って、広告や情報を表示する仕組みのこと。駅や商業施設、病院、オフィスなどでよく見かける

な行

長崎県健康づくり応援の店 (P37、52、57)

県民一人一人が健康づくりに取り組むことができるような環境整備を目的として、健康的なメニューの提供の他、情報提供や禁煙に取り組んでいる店として登録された飲食店や弁当店のこと

長崎県食育推進ネットワーク (P18、29、38、39、52)

県民一人一人が健康づくりに取り組むことができるような環境整備を目的として、健康的なメニューの提供の他、情報提供や禁煙に取り組んでいる店として登録された飲食店や弁当店のこと

長崎県食育ボランティア (P27、53)

食に関連する様々な活動分野を活かした取組により、食育を推進するボランティアとして県が登録した個人や団体のこと

長崎県総合計画みんなの未来図 2030 (P4)

長期的な視点で計画的に長崎県づくりを進めていくため、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすく示した県の総合計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）

ながさき健味ん（けんみん）メニュー (P36)

栄養バランスのよい食事内容となることを目的に設けた基準に沿ったメニューのこと。飲食店や給食施設での提供のほか家庭料理での活用をめざして、県の取組として啓発をしている

ながさきファミリープログラム (P34、35、38、45)

保護者等が子育ての悩みや体験を語り合い、つながり合う中で子育てのヒントを得られるように構成された参加型の学習プログラム

認定こども園 (P7、17、18、34、35、40、42、53、54、58)

都道府県が認定する、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援をする施設

は行

フードバンク団体 (P42)

家庭や事業者から発生する過剰在庫品や規格外品などの提供を受け、生活困窮者やこども食堂、社会福祉施設などに寄附する活動を行う団体のこと

びわ太郎食育通信 (P7、55、56、58)

食品の安全・安心対策及び食育推進関係の情報誌

ら行

ライフコースアプローチ (P31)

個人の健康づくりは一時的な視点だけでなく、胎児期から高齢期に至るまでの生涯に渡って経時的な視点でアプローチするという考え方

ライフステージ (P31、34、35)

人の生涯を乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などと分けた各段階

リスクコミュニケーション (P41)

食の安全・安心に関する情報を公開し、消費者、食品等事業者、学識経験者、行政担当者など関係する多様な主体が、食に関するリスクを認識、分析する過程で得られた情報や意見を共有し、理解を深めるための対話を図ろうとするもの

《表紙絵》

令和7年度食育啓発作品コンクール 絵画の部 優秀賞

「幸せを和食で」 大村市立大村中学校 2年 横田 侑奈さん

*受賞者の学校・学年は受賞年度当時

《裏表紙絵》

長崎県食育キャラクター “びわ太郎” & “こびわ”

長崎県が日本一の収穫量を誇る「びわ」をモチーフにした

県の食育と食の安全・安心のイメージキャラクター

第5次長崎県食育推進計画

～いただきます 元気 ながさき おいしか県～

編集・発行

長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課

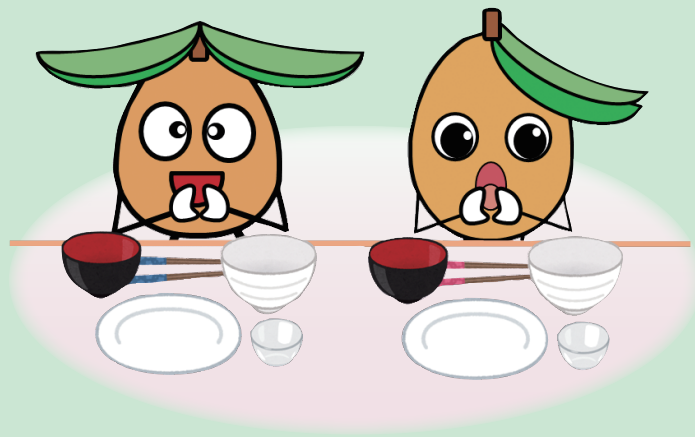
〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

TEL：095-895-2366

FAX：095-828-1014

E-mail：sl6070@pref.nagasaki.lg.jp

HP：https://www.pref.nagasaki.jp/section/shokuhin/index.html



ごちそうさまでした